

(総則)

第1条 この制度は、一般社団法人日本口腔衛生学会指導医（英文表記は、Supervisor Accredited by the Japanese Society for Oral Healthとする。以下「指導医」という）が、一般社団法人日本口腔衛生学会（以下「学会」という）の定める学会認定医指導育成指針のもとに、学会認定医（以下「認定医」という）並びに認定医志望者の指導・育成等を行うことにより、認定医の資質の向上を図るとともに、自らも予防歯科臨床および地域歯科保健活動の活性化に努め、指導者的役割を果たすことによって、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため学会は、指導医を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

(指導医委員会)

第3条 学会は、本制度を運営するために指導医委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第4条 委員会は、指導医制度を運営するために次の事務を行う。

- (1) 第6条に定める指導医の資格条件等を定める。
- (2) 指導医申請者（更新の申請も含む）に対して第6条及び第13条に定める審査認定を行う。
- (3) 第10条に定める指導医の登録及び認定証の交付を行う。
- (4) 第15条に定める指導医の資格喪失に対する審査と関連する事項について行う。
- (5) 第18条に定める認定医研修機関の資格条件等を定める。
- (6) 認定医研修機関の申請（更新の申請も含む）に対して第17条の2に定める審査認定を行う。
- (7) 第17条の4に定める認定医研修機関の登録及び認定証の交付を行う。
- (8) 第18条に定める認定医研修機関の資格喪失に対する審査と関連する事項について行う。
- (9) その他学会理事長が認めた指導医制度の運営に必要な事項について行う。

(指導医の資格及び審査)

第5条 指導医は第6条に定める条件を満たし、学会が定める書類で申請の上、委員会が行う審査を受ける。

2. 審査の結果合格した者を、指導医と認定し、登録のうえ指導医認定証を交付する。
3. 指導医の認定期間中にある者は同時に認定医とみなし、認定医認定証を交付する。

第6条 以下の各号をすべて満たす者で、かつ、(4)(5)(6)の合計単位数が119単位以上を有する者は、指導医を申請できる。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者。
- (2) 指導医の申請時において、学会会員であり、かつ、通算して8年以上の会員歴を有する者。
- (3) 指導医の申請時において、学会認定医であり、かつ、通算して5年以上の認定医歴を有する者。
- (4) 口腔衛生学に関連する予防歯科臨床または地域歯科保健活動に関する経験を、指導医必須単位10単位以上、認定医制度施行細則第5条に定める単位数25単位以上、合計35単位以上（60単位以内）有する者。
- (5) 口腔衛生学に関連する臨床または保健活動に関する研修会及び学会への参加経験を、指導医必須単位30単位以上、認定医制度施行細則第6条に定める単位数24単位以上、合計54単位以上有する者。
- (6) 口腔衛生学に関連する臨床または保健活動に関する研究論文等の学会雑誌への発表、学会での一般発表の経験を、指導医必須単位30単位以上有する者。

第7条 指導医の資格を得ようとする者は、本施行細則第11条に定める認定審査料を添え、次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書
- (2) 履歴書
- (3) 歯科医師免許証の写し
- (4) 第6条(4)(5)(6)に関する経験を証明する書類
- (5) 指導医による推薦書

第8条 指導医の資格審査は、第6条の条件を満たしているか否かについて書類審査を行う。

2. 第6条の条件を満たしている者には、第6条(4)もしくは(6)に関連するケースプレゼンテーションとこれに関連する口頭試問を行う。
3. 2項の審査は、委員会委員の過半数が認めた場合に合格とする。

第9条 指導医として適格であると認められた者は、本施行細則第11条に定める認定登録料を添え、学会に登録及び認定証の交付の申請を行わなければならない。

(指導医の登録、期間、更新)

第10条 指導医認定証の交付申請者には、指導医として学会に登録のうえ指導医認定証を交付し学会雑誌に公告する。

第11条 指導医の登録期間は、認定した期日から5年間経過後の12月31日まで（認定期限）とする。

第12条 登録期間終了後も引き続き指導医を希望する者は、認定期限3か月前までに本施行細則第11条に定める認定更新料、ならびに指導医研修会受講修了証（写しでも可）を添えて更新の申請を行い、審査を受ける。

2. 更新の条件は、第6条の申請の条件と同じとするが、下記事項を必須としない。また、前回申請時より氏名・所属等の変更がない場合に限り、第7条(3)の提出を省略することができる。

(1) 第6条(4)で定める認定医制度施行細則第5条に定める単位数25単位以上

(2) 第6条(5)で定める認定医制度施行細則第6条に定める単位数24単位以上

(3) 第6条(6)で定める指導医必須単位30単位以上のうち、指導医施行細則第6条(4)に定める口腔衛生学会雑誌と同等レベル以上の学術雑誌5単位以上、ならびに指導医施行細則第6条(5)に定める単位数15単位以上

(4) 第7条(5)で定める指導医による推薦書

第13条 審査のうえ、第12条第2項の条件を満たしている者には更新を認め、第10条と第11条と同様に扱う。

(指導医の研修)

第14条 指導医は、学会認定医制度施行細則第14条研修会及び学会総会と一般社団法人日本口腔衛生学会に関連する学会や研究会など等に積極的に参加し、口腔衛生学に関連する研鑽及び保健活動あるいは臨床の成果を公表するよう努めなければならない。

2. 指導医は認定期間内において、指導医研修会に1回以上参加しなければならない。

(指導医の資格喪失)

第15条 指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

(1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。

(2) 日本国歯科医師免許を喪失したとき。

(3) 学会会員の資格を喪失したとき。

(4) 指導医の認定期限が終了したとき。

(5) 社員総会において指導医として不適当と認められたとき。

第16条 指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び指導医の資格を申請することができる。

(認定医研修機関)

第17条 指導医が常勤している機関のうち、認定医並びに認定医志望者の指導・育成等に相応しいものと学会より認定された機関を認定医研修機関（英文標記は、Institution Accredited by the Japanese Society for Oral Healthとする。以下「研修機関」とする）という。

2. 研修機関の資格を得ようとする指導医は第18条に定める条件を満たし、学会が定める書類で研修機関の申請をし、委員会が行う書類審査を受ける。

3. 審査の結果、合格と認められた機関は本施行細則第11条に定める研修機関登録料を添え、学会に登録及び認定証の交付の申請を行わなければならない。

4. 研修機関の登録及び認定証の交付申請機関には、研修機関として学会に登録のうえ、研修機関認定証を交付する。

5. 登録された研修機関は学会雑誌に公告する。

6. 研修機関の登録期間は認定した期日から5年経過後の12月31日まで（認定期限）とする。

7. 登録期間終了後も引き続き研修機関の認定を希望する機関は、認定期限の3か月前までに本施行細則第12条に定める研修機関更新料を添えて更新の申請を行い、審査を受ける。

8. 更新の条件は第18条の申請の条件と同じとする。

9. 審査のうえ、第18条の条件を満たしている研修機関には更新を認め、第17条の3から7と同様に扱う。

第18条 以下の各号の条件をすべて満たす機関を研修機関とするが、いずれかが欠格した場合は、委員会、理事会の議を経て、その資格を失う。

(1) 指導医が常勤として活動している機関。

(2) 認定医の指導・育成に相応しいスタッフ、規模、研修器材・資料等を備えている。

(3) 学会認定医指導育成指針に示す項目のうち、認定医の指導・育成に相応しい内容を指導できる。

(補 則)

- 第19条 学会会員は、委員会の決定に関する異議を学会理事長に申し立てることができる。
2. 学会理事長は、申し立て内容について理事会等で検討のうえ、当事者に回答を行う。
- 第20条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会に報告する。
- 第21条 本規則の施行について必要な細則は別に定める。

附 則

- 1 本規則は、平成16年9月18日から施行する。
- 2 本規則の施行にあたり、暫定措置期間及び暫定措置を次のように定める。
  - (1) 平成18年3月31日までの期間を暫定措置期間とする。
  - (2) 暫定措置期間においては、第6条の(3)に定める認定医歴が5年以上なくても、そのほかの資格条件を充足している者は指導医の申請ができ、委員会で審査するものとする。
  - (3) 暫定措置期間の申請については、第7条の(5)及び第8条の2を免除する。
- 3 本規則は、平成21年10月10日から施行する。
- 4 本規則は、平成23年5月21日から施行する。
- 5 本規則は、平成25年5月16日から施行する。本施行日以前に認定された「予防歯科指導医」ならびに「地域歯科保健指導医」は「日本口腔衛生学会指導医」として、「認定予防歯科医研修機関」ならびに「認定地域歯科保健医研修機関」は「日本口腔衛生学会認定医研修機関」として、それぞれ読み替えるものとする。
- 6 本規則は、平成26年5月30日から施行する。
- 7 本規則は、平成28年5月29日から施行する。